

ホットな消費者見守りニュース

「定期縛りなし」と表示されていたのに定期購入に！？



ポイント

- 「インターネットやSNSで低価格であることを強調する広告を見て、一回だけのつもりで注文した商品が、複数回購入することが条件の『定期購入』になっており、総額として注文時に想定した以上の金額を請求された」といった、定期購入トラブルの相談が多数寄せられています。
- 広告や販売サイトに「定期縛りなし」と記載されていても、定期購入ではないという意味ではなく、定期購入の回数に決まりがないという意味の場合が多いため、注意が必要です。
- インターネット通販にはクーリング・オフ制度はないため、購入した商品を返品できるかどうか等については、契約の内容に従うことになります。
- 注文する前に販売サイトや最終確認画面（注文確定の直前に表示される契約の基本的な内容を記載した画面）をよく確認し、「定期購入が条件になっていないか」「支払うことになる総額」「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」等の契約内容を必ず確認しましょう。

■ 消費者ホットライン ^{いやや} 188 でお近くの相談窓口につながります ■

和歌山県消費生活センター ☎073-433-1551
和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

和歌山県消費生活センター紀南支所 ☎0739-24-0999
田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内